

議案第17号

小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

小田原市学校給食センターの移転整備に伴い、当該施設の位置を変更するため改正する。

[内 容]

小田原市学校給食センターの位置を次のように変更することとする。（第2条関係）

改 正 後	改 正 前
小田原市成田1, 111番地の2	小田原市飯泉1, 248番地

[適 用]

令和7年4月1日